

# 修学旅行に係る費用の一部を助成します！

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている県内観光の需要の回復を図るため、宮崎県内での宿泊を伴う修学旅行を取り扱う旅行会社に対して、その経費の一部を助成します。

※注記：6月30日付の助成制度改定により、助成内容が一部変更となりました。

## ◆みやざき学び旅促進事業助成金

### ○助成対象者

宮崎県内での宿泊を伴う修学旅行を取り扱う旅行会社

※旅行業法の規定による第一種、第二種、第三種旅行業の登録を受けている旅行会社（営業所、支店等含む。）

### ○助成対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月30日までに実施し、令和4年3月31日までに終了するもの

### ○助成要件（以下の要件を全て満たすことが必要です）

- ①小・中・高・特別支援学校が実施する修学旅行であること
- ②助成対象期間内（令和4年3月31日は除く）に宮崎県内（フェリー含む）に1泊以上宿泊すること
- ③旅行行程に県内観光施設等（体験、食事及び土産店等）が組み込まれていること
- ④旅行出発日から起算して10日前までに必要書類を提出すること
- ⑤貸切バス借上げ費用に係る助成金は旅行者（小・中・高・特別支援学校）に還元すること

## ◇貸切バス借上げ費用助成

### ○助成金額：貸切バス1台につき1日5万円を助成

- ・貸切バス1台あたりの費用が5万円（税込）に満たない場合は、実際に要した費用を助成
- ・有料道路利用料、駐車場代、昼食・宿泊等の乗務員経費は対象外

## ◇商品企画開発助成

### ○助成金額：旅行会社が本県での修学旅行を企画開発し受注・催行する際、1人泊あたり2,000円を助成

- ・県内宿泊施設での宿泊につき助成（県外泊は対象外）



詳しくは、宮崎県観光協会へお問い合わせください！

## ◇その他

○申請については、宮崎県観光情報サイト「旬ナビ」をご覧ください。

○申請から請求までの流れは別添スキームをご覧ください。

お問い合わせ (公財) 宮崎県観光協会 ☎0985 (26) 6100



みやざき観光情報サイト「旬ナビ」<https://www.kanko-miyazaki.jp/>